

令和8年度 第1回高遠町公民館 公民館運営審議会 会議録

開催日	令和8年5月12日（火）			
開催時間	開会	午後5時55分	閉会	午後7時9分
開催場所	高遠町総合福祉センターやますそ 201会議室			
委員の出欠	肩書	委員氏名		出欠
	社会教育委員	田中 秀之		出
	公民館利用者	丸山 宏一		出
	女性団体	宮原 恵子		出
	高遠中学校校長	田中 幸一		出
	河南区長	北原 則昭		出
	高遠地区育成会長	宮澤 修		出
	藤沢地区分館長	北原 隆一		出
公民館職員	公民館長 矢澤 淳	公民館主事 小松 由以		
諮問事項	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ （館長）伊那谷ではいよいよ田植えが始まり、ここ高遠でも田に水が張られ、地域全体が活気づいているように感じる。さて、当審議会は、社会教育法という法律に基づいて設置されている大切な会議である。本日お集まりいただいた皆様は、社会教育、学校教育、育成会、女性団体、そして地域の要である区長、地区分館長など、各分野で地域を支える高遠の要になっている方々である。皆様には、ぜひ「公民館のお目付役」として、高遠町公民館の活動がしっかり地域に根ざしたものになっているか、住民本位のものか等、忌憚のないご意見をいただきたい。今年度は、高遠町公民館長改選の年となる。次期館長については、まさにこの審議会の皆様による推薦により決定される。次回、2回目の審議会ではこの件も議題に上がるのでご承知おきいただきたい。</p> <p>3 自己紹介</p> <p>4 役員選出 立候補・推薦なく、事務局案を示す。異議なく、下記のとおり決定した。 会長 田中 秀之 副会長 丸山 宏一</p> <p>5 協議事項（1）公民館運営の基本的事項について （2）伊那市公民館運営協議会について （主事）資料に沿って説明 （会長）公民館運営審議会の人選について、社会教育法に則り審議ができる学識経験者の方をお願いしているので、その点を改めてご承知いただきたい。</p> <p style="margin-left: 40px;">協議事項（3）令和8年度事業計画について （主事）資料に沿って説明 （委員）幅広い年代の参加者がいて、いろいろな需要があると思うが、それらを網羅するような内容になっていると感じる。</p>			

(委員) 「桜大学」、「進徳館夏の学校」などでお世話になっている。自身の所属団体でも公民館講座を活用しているので助かっている。

(委員) バリエティ豊かな講座を企画しているという印象。昨年度の安岡定子氏講師の「桜大学」講演では、学校関係者が参加して内容を持ち帰って共有しているようだった。

(委員) 現在は勤めているので講座への参加が叶わないが、時間ができれば参加してみたい。

(委員) 全ての公民館講座やイベントに参加できれば、頭も身体も元気になりそうだ。

協議事項（４）地区分館委託料について

(主事) 資料に沿って説明

(館長) 高遠町公民館本館の地区からの収入は0なので、当館主催の講座等は全て市費で賄っている。

協議事項（５）その他

- ・事務連絡

6. 閉会

令和8年度 第1回 高遠町公民館運営審議会次第

日 時 5月12日(火) PM6:00～

場 所 高遠町総合福祉センターやますそ

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 役員選出

会 長 :

副会長 :

5 協議事項

(1) 公民館運営の基本的事項について

(2) 伊那市公民館運営協議会について

(3) 令和8年度事業計画について

(4) 地区分館委託料について

(5) その他

6 閉 会

社会教育法 第五章 公民館（抜粋）

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

1. 定期講座を開設すること。
2. 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
3. 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
4. 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
5. 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
6. その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

禁止されている事項です

第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

1. もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
2. 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

（公民館の基準）

第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

（公民館の設置）

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

（公民館の職員）

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

(公民館の職員の研修)

第28条の2 第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

伊那市公民館条例（抜粋）

平成18年3月31日

条例第178号

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第21条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定により、公民館を設置する。

（名称及び位置）

第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、各公民館に分館を設置することができる。

（職員）

第3条 公民館に館長及び主事を置き、その他必要な職員を置くことができる。

（公民館運営審議会）

第4条 法第29条の規定により、各公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

3 委員の定数は、15人以内とする。

4 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条（開館時間）以下省略

別表第1（第2条関係）

名称	位置
伊那公民館	伊那市伊那部5052番地
富県公民館	伊那市富県6393番地1
美篤公民館	伊那市美篤4999番地1
手良公民館	伊那市手良沢岡862番地1
東春近公民館	伊那市東春近1826番地
西箕輪公民館	伊那市西箕輪4000番地8
西春近公民館	伊那市西春近5138番地1
高遠町公民館	伊那市高遠町西高遠1644番地（※）
長谷公民館	伊那市長谷溝口1188番地1

（※）伊那市公民館条例の一部を改正する条例平成25年12月27日 条例第53号

伊那市公民館条例施行規則（抜粋）

平成18年3月31日

教育委員会規則第16号

（趣旨）

第1条 この規則は、伊那市公民館条例（平成18年伊那市条例第178号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（分館の設置）

第2条 条例第2条第2項の規定により、公民館に、別表第1のとおり分館を設置する。

（使用許可の申請）

第3条 公民館の使用許可を受けようとする者は、使用期日の3月前から7日前までの期間中に、公民館使用許可申請書（様式第1号）及びその他必要な書類を伊那市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、当該期間によらないことができる。

（使用許可書の交付）

第4条 教育委員会は、前条の規定による使用の許可をしたときは、公民館使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

（使用許可の取消し）

第5条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、公民館の使用を取り消そうとするときは、当該使用日前3日までに、公民館使用取消届出書（様式第3号）に公民館使用許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第6条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- （1） 許可を受けないで物品の販売をしないこと。
- （2） 所定の場所以外で飲食若しくは喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- （3） 許可なくして壁、柱等にはり紙をし、又はピン、釘打ち等をしないこと。
- （4） 許可を受けた設備器具又は備付け物品以外のものを使用しないこと。
- （5） 公民館の管理上、支障を来す行為をしないこと。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会の指示する事項に従うこと。

以下省略。

別表第1（第2条関係）

本館の名称	分館を設置する区域	
	地区分館	その他の分館
1 伊那公民館		御園 山寺 坂下 荒井 西町 小沢 横山 平沢 大坊 ますみヶ丘 内の萱 中央 日影 境 上新田 下新田 狐島 野底 福島 上牧 若宮 美原 上の原
2 富県公民館		上新山 北新 桜井 貝沼 北福地 南福地
3 美篤公民館		芦沢 笠原 南割 横町 上大島 末広 上原 中県 下県 上川手 下川手 青島
4 手良公民館		中坪 野口 八ツ手 下手良
5 東春近公民館		車屋 中組 渡場 未裏原 (R6廃止) 中殿島 下殿島 田原 原新田 榛原 暁野
6 西箕輪公民館		上戸 羽広 大泉新田 中条 与地 吹上 大萱
7 西春近公民館		小屋敷 山本 小出一 小出島 小出三 沢渡 表木 諏訪形 赤木 下牧
8 高遠町公民館	高遠 長藤 三義 藤沢 河南	
9 長谷公民館		非持山 非持 溝口 黒河内 中尾 市野 瀬 杉島

伊那市公民館
運営協議会組織図

伊那市公民館 運営協議会	83分館	64,351人
-----------------	------	---------

伊那公民館	23分館	29,753人
富県公民館	6分館	2,854人
美篤公民館	12分館	6,485人
手良公民館	4分館	1,973人
東春近公民館	9分館	5,209人
西箕輪公民館	7分館	6,193人
西春近公民館	10分館	5,581人
高遠町公民館	5地区分館	4,835人
長谷公民館	7分館	1,468人

高遠町公民館、地区分館職員

本館	職名	氏名	住所	備考
	館長	矢澤 淳	的場	
主事	小松 由以	原勝間		
地区分館				
地区分館	職名	氏名	住所	備考
高遠	地区分館長	伊藤 正幸	多町	新
	主事	奥田 一芳	島畑	新
長藤	地区分館長	伊藤 信一	板山	新
	主事	佐久間 淳	黒沢	新
三義	地区分館長	原 一穂	原	
	主事	北原 賢哉	原	新
藤沢	地区分館長	北原 隆一	台殿	
	主事	中田 敬介	御堂垣外	新
河南	地区分館長	小松 浩明	小原上	
	主事	小松 慎	小原下	新

高遠町公民館運営審議会

氏名	住所	職名	備考
田中 秀之	栗田	社会教育委員	
宮澤 修	多町	高遠地区青少年育成会長	新
北原 隆一	台殿	藤沢地区分館長	新
田中 幸一		高遠中学校長	新
丸山 宏一	相生	公民館利用者	新
宮原 恵子	西和手	女性団体代表	新
北原 則昭	芝平	河南区長会長	新

生涯学習課

氏名	住所	職名	備考
池上 祐一	日影	高遠教育振興係長	

高遠町公民館(高遠町総合福祉センターやますそ内)
電話:94-2557
FAX:96-7807
E-mail:t-kmk@inacity.jp

令和8年度 高遠町公民館の運営について

1. 運営方針

高遠町の公民館活動は、地区ごとにある地区分館・支館が地域にしっかりと根をおろして活動をしており、それら各館が生活課題・地域課題の解決のために総力をあげて活動を展開している。

本館は、各館が行う活動を支援するとともに、各館で行うことが難しい高遠町地域の特色を生かした事業や地域全体の融和を図る事業を展開する。これを通じて、住民の自発的で自主的な活動を促進するとともに、生涯学習のまちづくりの要としてその推進に努める。

- (1) 生涯学習時代における公民館の運営について、学校、家庭、社会教育、行政各課、教育関係機関、あるいは各種団体と相互に連携を取り合いながら、統合した理念に立ち、効率的な運営を図る。
- (2) 広範な地域特性から分館・支館の地域活動を重視し、地域住民を主体とする円滑な運営と、内容の充実を図り、全公民館活動が高遠町の特色ある生涯学習まちづくりに寄与するよう、相互の連携に努め協力する。
- (3) 本館においては、人的、予算的な面などから地区分館では取り組みにくいもの、地域住民の生活の向上をもたらすもの、学習意欲や気風を高めるもの、全町単位の集団学習にふさわしい内容などを取り上げて実施する。
- (4) 情報提供機関としての公民館のあり方、その課題などについて検討し、対応を図る。
- (5) 地区分館長、主事など公民館職員の指導者研修を推進し、創意を生かした自主的な活動を促進する。

2. 会 議

- (1) 地区分館長・主事 合同会議（4月・11月・3月）
地区分館との連携・情報交換・受委託業務の調整のため開催する。
- (2) 公民館運営審議会（5月・2月）
本館事業について評価や要望をいただく機会として開催する。
- (3) その他
地区分館長会・主事会等必要に応じて適宜開催する。

3. 研修会・大会への参加

- (1) 上伊那公民館地区館・分館役職員研修会
開催日：5月16日（土） 午後1時30分から 箕輪町文化センター

4. 施策及び事業計画の視点

- (1) 本 館
 - ①地域住民のニーズに対応した講座・教室の開講、学習の支援、各種スポーツ大会、人権学習、二十歳のつどいの開催、公民館活動の公募

②各課・関係機関・学校・国立青少年自然の家・民間団体などとの連携

③分館との連携、分館活動の支援

- ・プロジェクター、スクリーン、AED、DVD プレーヤーの貸出
- ・資料印刷支援
- 支所の輪転機利用・・・(総務課対応) 原版 1 枚 100 円、1 ページ 1 円 (紙は持ち込み) でご利用いただけます。
- 支所のコピー機利用・・・1 ページ 10 円でご利用いただけます。
- ・行政広報媒体の活用支援 (エリアメール・広報いなしなど)
- ・講師派遣等の相談・助言
- ・市スポーツ施設の事前予約
- ・その他本館管理物の貸与

④既存のクラブ等への支援

- ・クラブの周知、メンバー募集事業

⑤情報の収集、整理

- ・館報の発行

(2) 地区分館

①地域の特性を生かした個性的な施策及び事業の企画、運営

②住民の仲間づくりや、親睦を深めていくことを目的とした事業

- スポーツ ○野外研修旅行 ○ハイキング
- 人権学習 ○ボランティア活動 ○レクリエーション活動

③地域の生活課題、地域作りの課題に対する取り組み

- 講座 ○教室 ○講演会
- 環境問題 ○男女共同参画計画

④地域の歴史・文化に関わる課題に対する取り組み

- 歴史 ○民話 ○民謡
- 文化財など継承、保全活動・文化祭等

⑤団体、グループ活動の支援、育成

⑥本館、各課、教育機関、民間団体などとの連携

令和8年度地区分館事業委託料

地区分館名	平均割	人口割	計	人 口	R7年度	R6年度
	(円)	(80円/人) 千円未満切捨て	(円)	(人) R8年4月1日現在		
高 遠	338,000	129,000	467,000	1,616	470,000	475,000
長 藤	338,000	49,000	387,000	618	388,000	391,000
三 義	338,000	19,000	357,000	238	357,000	357,000
藤 沢	338,000	48,000	386,000	610	387,000	389,000
河 南	338,000	140,000	478,000	1,753	478,000	482,000
合計	1,690,000	385,000	2,075,000	4,835	2,080,000	2,094,000

- ・単年の支出額が委託料に満たない場合は、その差額を返金(精算)します。
- ・前期後期と分割せずに、一括で支出します。